



平成 26 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ライフコーポレーション
代表者名 代表取締役会長兼CEO 清水信次
(コード番号 8194 東証第一部)
問合せ先 執行役員法務・審査部長 西村寿仁
(TEL. 03 - 5807 - 5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年5月22日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応できるよう、事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 株主総会の決議を機動的に行うことができるよう、株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。(変更案第14条第2項)
- (3) インターネットの普及を考慮して、株主総会を招集する場合に、株主総会参考書類等に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットで開示することにより、みなし提供できるよう規定を新設するものであります。(変更案第15条)
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。(変更案第19条)
- (5) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるとともに、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるよう、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第26条第2項、第34条第2項) なお、変更案第26条第2項(取締役の責任免除)の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年5月22日
定款変更の効力発生日	平成26年5月22日

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(23) (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(24) 前各号に附帯する一切の事業。</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第19条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 (新 設)</p> <p>第26条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(23) (現行どおり)</p> <p><u>(24) インターネットを利用した電子商取引業。</u></p> <p><u>(25) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する業務。</u></p> <p>(26) 前各号に附帯する一切の事業。</p> <p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第20条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第27条～第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>36</u>条 （条文省略）</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>34</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 （現行どおり）</p>

以 上